国 住 市 第 87 号 国 住 事 防 第 26 号 令 和 5 年 3 月 2 日

各都道府県建築行政主務部長 各指定都市建築行政主務部長 御中

> 国土交通省住宅局市街地建築課長 (公印省略) 国土交通省住宅局建築指導課長 (公印省略)

住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について(技術的助言)

平素より住宅・建築行政にご協力いただき御礼申し上げます。

今般の「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)の決定を踏まえ、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の事務の円滑な運用に資するよう、住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について、次のとおり通知いたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

都道府県におかれましては、貴管内市町村に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

記

社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、市町村が事業主体となる住宅・建築物耐震改修事業については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条第1項に定める市町村耐震改修促進計画(以下「市町村計画」という。)を定めることを要件としているが、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当し、別途市町村計画を策定せずとも同交付金の交付対象とする。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、「計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」とされたことを受け、市町村計画を複数市町村が共同して策定しても差し支えない旨を申し添える。

以上